

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第5回）

放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第2回）

合同会合 議事概要

1. 日 時：平成31年2月22日（金）10時00分～11時50分

2. 場 所：AP虎ノ門11階 C+Dルーム

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、江口専任部長（NHK）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、小野木構成員（NHK）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高畠構成員（TBS）、田嶋構成員（日本民間放送連盟）、告坂構成員（日本動画協会）、西牟田構成員（フジテレビ）、野瀬構成員（テレビ朝日）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、安田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山本構成員（日本ケーブルテレビ連盟）

<総務省>

山田情報流通行政局長、奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、岡崎情報流通行政局総務課長、渋谷情報流通行政局情報通信作品振興課長、岡本情報流通行政局コンテンツ適正製作取引推進室長、小林情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- （1）日本民間放送連盟、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟及び日本放送協会より、それぞれ資料1～4に基づき、プレゼンテーションが行われ、続いて意見交換が行われた。
- （2）中小企業庁より、資料5に基づき、取引適正化推進会議について説明が行われた。
- （3）事務局より、資料6～8に基づき、ガイドラインの見直し及び今後のスケジュールについて説明が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

(下請法対象外の取引における書面の交付について)

- 製作会社が契約書の締結を望まないということはないと認識。むしろ書面を出してほしいが、出してもらえないとの声が、製作会社のアンケート結果から伺える。一律に全ての契約形態について書面交付や契約書締結を義務化することには賛成できないというご発言があったが、義務化しなければ、書面を出してほしいという声も上げづらいのではないか。
- 事案によるが、放送局によっては下請法の範囲を超えて発注書を出すケースはある。ただし、どんな取引でも出せと言われても、発注書の交付は非常に負担が大きいことから、可能な限り一定程度に抑えたいと考える。どのような取引について書面を求めるのかがわからなければ対応は難しい。
- 義務化すれば現場の負担が増すのは製作会社にとっても同じなので理解できるが、書面の交付を義務化しなければ現場で実行されないのではないか。個別の取引の話し合いで、書面の必要はないとなったのであれば別だが、原則として義務付けられていた方が、製作会社としては助かるケースが多いのではないかと考える。
- ある放送局では、局製作番組の役務委託の場合などに、製作会社と基本契約を全て結んでおり、内部統制の一環として、役務委託の場合でも発注書に似たものを出すことを日常的に行っている。他方、あらゆる取引に契約書、発注書を交付することになれば、例えば番組の出演者に対しても紙を出すのかということになり、現場が混乱しかねない。下請法対象以外の取引については、あくまで個社の自主的な判断として、書面の交付を推奨することにとどめ、義務化まではしていただきたくない。
- 当社では、相手方の法人・個人の別を問わず、番組製作に関する業務委託契約は、役務の場合も含め、全て契約書を作ることになっている。ただ、社内では義務付けまではされていない。現場からは、1日だけ5万円をお願いするような業務にも、契約書を締結する必要があるのかとの声もある。一方で、1日とはいえ、個人情報を扱ったり、屋外で業務を行うことを考えると、安全管理のため責任分界点を明確にしておかないと、トラブルが起こったときに対処できないということを何度も経験しているので、そういう取扱いに少しずつシフトしてきた。
- 下請事業者の保護というよりはトラブルの回避のために、トラブルが発生すれば事態が大きくなる取引については積極的に契約書を結んでおり、どの放送局でも行っていると考える。下請法対象外の取引における書面の交付については、現状の取組の範囲内でのよいのではないか。

(いわゆる「部分完パケ」の著作権について)

- 番組の製作形態は千差万別であり、いわゆる「部分完パケ」について、著作権がいかなる場合も製作会社に属すると主張している訳ではない。ガイドラインの見直しに当たっては、いわゆる「部分完パケ」について、製作会社側が企画、提案して制作したものに關しては、著作権に関する協議の場を設けるような文言を入れる方向で検討していただきたい。

(番組製作における責任について)

- テレビ番組の製作は共同作業で行っており、個人が良いアイデアを出しただけでは番組にはできず、機材やスタッフなど、全ての工程を管理して初めて可能になる。「製作責任」とは、このような番組の製作工程を全て含んでいると考える。
- 内部責任、外部責任ということで申し上げれば、著作権法上の「発意と責任」の「責任」は、発注側と受注側の内部的な関係の問題と考える。他方、仮に映画製作者が製作会社であって、著作権が製作会社に帰属するとしても、その番組を放送する放送局は、放送責任という外部責任を負うことになるかと考える。

(アニメの製作委員会における局印税の扱い)

- アニメの製作委員会における局印税の扱いについては、アニメの著作権を有する各製作委員会内部で案件ごとに個別に話し合われる事項であり、団体としては関知していない。製作委員会方式では、著作権は製作委員会に帰属するので、局印税等の二次利用等の配分については、製作委員会の中の問題であると個人的にも考える。製作委員会を組成するメンバーは、アニメ製作会社以外にも様々あり、また、取り扱うアニメも様々であって、それぞれ負っているリスクが異なるので、製作委員会における局印税の扱いについては、各委員会のメンバーの中で十分話し合われるべき事項と考える。
- 製作委員会のメンバー同士が話し合った結果が、全て合意事項であるという考え方には賛同できない。放送局が入らない製作委員会の場合には、局印税の問題は起きない。製作委員会の構成員間にも交渉力の差があるのが実態であり、また出資比率が高ければ交渉力が強いという訳ではない。中でも強大な一次流通路を有する放送局は強い交渉力を持っている。放送局の番組編成はかなり前に決まっていることから、ある在京キー局での放送が合意できなかった場合、同時期での放送を他の在京キー局で代替することはほぼ不可能であり、結果、同時期での地上波放送は断念せざるを得ない。
- 新作の深夜アニメは、局印税を主張しない放送局へ企画を持っていくという流れが起きている。併せて、グローバルネット配信を一次展開と位置付け、地上波放送を一次流通路とする考えから脱却しようという流れもある。放送局とアニメ製作会社でウィン・ウィンの関係を作っていないと、アニメ業界・放送業界全体の発展につながらない。
- 局印税は、製作委員会内部の話であり、下請法における親事業者から下請事業者への委託とは次元が異なることをご理解いただきたい。なお、放送局同士の競争もあり、局印税の主張をすることにより、アニメ番組を他局に持っていかれるという懸念はある。また、ネット配信事業者がアニメ製作を発注することもあり、この観点からも、放送局は厳しい立場に置かれており、これまでとは違った取組をせざるを得ない。

以上